

新事業分野開拓者認定制度 (東京都トライアル発注認定制度)

募集要項

平成22年3月

【申請書類の提出締切り】

平成22年4月27日(火)まで

【受付時間】平日 9:00~12:00、13:00~17:00

【書類提出・郵送先及び問合せ先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階中央
産業労働局商工部創業支援課総合支援係

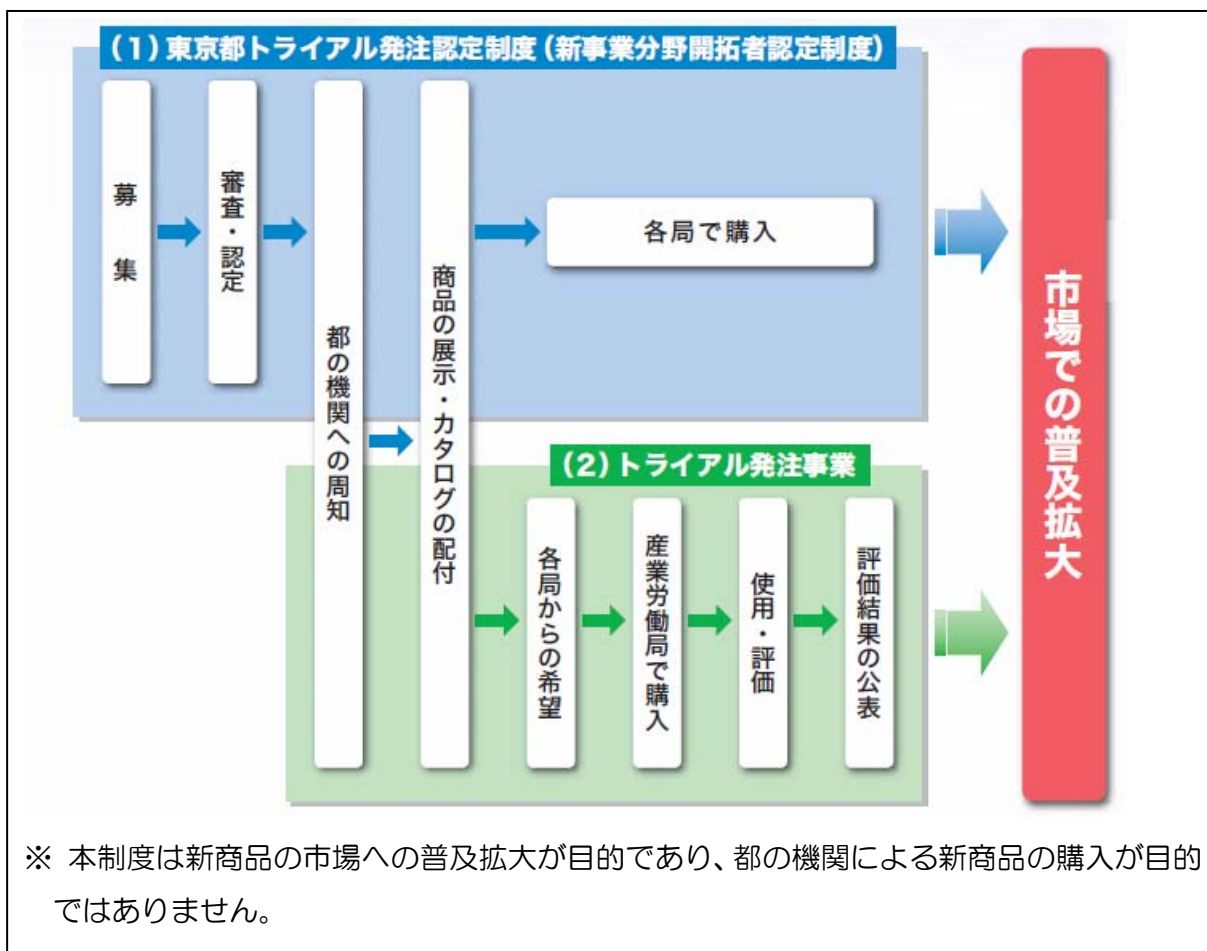
電話 (03) 5320-4762 (直通)、内線 36-562

FAX (03) 5388-1462

1. 本制度の概要

○本制度は、中小企業の新規性の高い優れた新商品の普及を応援するため、高い新規性など都が定める基準を満たす新商品を生産する中小企業者を、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」（新事業分野開拓者）として認定し、都の機関がその新商品を調達しやすくする制度です。（下図上段（1）新事業分野開拓者認定制度）

（制度の概要）



○認定商品は、産業労働局ホームページ等において、広くPRされます。

○本制度による認定を受けることにより、通常の競争入札制度によらない随意契約によって都の機関が認定商品を購入することが可能となります。

○また、本制度による認定商品の一部について、都の機関が試験的に購入し評価します。

（上図下段（2）トライアル発注事業）

※ 認定自体が新商品の購入を約束するものではありません。

※ 購入金額が3,000万円以上となる案件については、本制度による随意契約での購入はできません。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。いわゆるWTO案件）の規定が適用されるため。）

2. 認定対象について

○本制度の認定を受けられるのは、都内に実質的な主たる事務所を有する中小企業に限られます。

※ 詳しくは別添1を参照してください。

○本制度の対象となる商品は、申請時において販売を開始してから概ね5年以内の物品に限ります。ただし、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品は除きます。また、物品でない役務の提供（サービス）は対象となりません。

3. 認定基準について

○本制度の認定を受けるためには、次の（１）～（４）のいずれにも適合することが要件です。都が設置する審査会において書類審査、面接審査等を行い、判定します。

- （１）新商品が、既存の商品とは著しく異なる優れた使用価値を有していること
- （２）新商品が技術の高度化や生産性の向上、あるいは都民生活の利便の増進に寄与するものであること
- （３）新商品の生産・販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること
- （４）新商品が、都の機関において用途が見込まれるものであること

※ 本制度は、新商品を生産する事業者を対象としています。したがって、新商品の製造元ではない事業者（販売代理店など）からの申請は対象外となります。

（工場を持たず、製造工程を他社へ委託している企業等であっても、自らが企画・製造元である場合、本制度の対象となります。）

※ 詳しくは別添2を参照してください。

4. 認定手続きの流れ

(1) 認定申請書の作成・提出（締切り：平成22年4月27日）

- ・本認定を受けようとする方は、新商品の内容や生産・販売方法等を記載した「実施計画」をフォーマットに従い作成し、都に申請します。
- ・申請に必要な様式は産業労働局商工部創業支援課に用意しています。また、東京都産業労働局ホームページからもダウンロードできます。
- ・申請書は、募集期間内に産業労働局商工部創業支援課まで直接持参または郵送してください。

(2) 審査会での審査

- ・外部有識者等により構成される審査会において、認定基準を満たしているかどうかについて審査を行います。

① 一次審査（書類審査）

- ・申請者全員に対し、一次審査の結果を郵送します。一次審査を通過した申請者には、二次審査の日程を通知します。

② 二次審査（面接審査）

- ・一次審査を通過した申請者に、審査会において、代表者の方若しくは代表者に準じて経営に関与している方から新商品の内容等に関して説明をしていただき、質疑を行います。
- ・二次審査（面接審査）を通過した申請者には、訪問調査の日程を通知します。

③ 二次審査（訪問調査）

- ・二次審査（面接審査）を通過した申請者に対し、生産及び販売の実施方法、販売計画、資金の額及び調達方法について、訪問調査を行います。（代表者の方若しくは代表者に準じて経営に関与している方が対応してください。）

④ 最終審査

- ・二次審査の結果を踏まえて、審査会において総合判定を行います。

(3) 認定事業者の決定（認定通知書の交付・公表）

- ・審査会の審査結果を踏まえ、知事が認定します。
- ・認定事業者の名称、所在地及び連絡先並びに対象となる新商品の名称、価格及び内容を産業労働局ホームページ及びカタログ等で公表します。（その際、新商品の概要の作成等をお願いします。）
- ・認定期間は、認定を通知した日から2年を経過した日の属する年度末までです。

5. 募集締切り及び申請方法等について

(1) 募集締切り

平成22年4月27日（火）まで（郵送の場合、当日必着）

※申請書を持参される場合、締切り直前は多数の申請が集中し、また、申請内容の確認を行うことから、窓口は大変混雑が予想されます。

大幅にお待たせすることもありますので、予めご了承ください。

(2) 申請書類

申請書及び添付書類を作成の上、下記提出先に直接持参又は郵送してください。

※なお、郵送の場合、いただいた申請書類に不備がある際は、訂正・追加の上、直接持参いただくこととなります。

申請書等は東京都産業労働局のホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/>

No.	提出書類	提出部数
①	新商品の生産による新事業分野開拓者認定申請書	3部 (正本1部写し2部)
添付書類	② 新たな事業分野の開拓の実施に関する計画	3部
	③ 登記事項証明書（個人の場合は住民票記載事項証明書）	1部 (正本1部)
	④ 直近2営業期間の税務署に提出した決算報告書の写し（付属明細書を含む）	2部
	⑤ 会社概要	1部
	⑥ 新商品の詳細がわかるカタログ	2部

※ 申請書類は原則 A4 サイズで提出してください。

※ 正本用として1セット（①～⑥を1部ずつ）作成し、残部と併せて提出ください。

※ ④について、これらの書類がない場合は、直近2営業期間の貸借対照表及び損益計算書が記載された書類を提出ください。

※ 提出していただいた書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(3) 提出・郵送先及び問い合わせ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階中央
産業労働局商工部創業支援課総合支援係
最寄り駅 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」、JRほか「新宿駅」
電話 03-5320-4762（直通）、内線 36-562

【受付時間】 平日 9:00~12:00、13:00~17:00

申請要件等で不明な点がある場合は、事前に上記問い合わせ先までご相談ください

6. 留意事項

- (1) 認定した新商品の品質等を東京都が保証するものではありません。
- (2) 認定した新商品の購入を東京都が確約するものではありません。
- (3) 申請書に含まれる個人情報、本制度に関してのみ使用します。
- (4) 申請書に含まれる著作物等の著作権は東京都に帰属しませんが、公表その他本制度必要な用途に用いる場合には、東京都はこれを無償で使用できることとします。
- (5) 東京都及び審査会は、本制度において認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負わないこととします。
- (6) 特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性などに関する責任は、認定した事業者が負うものとします。また、特許権等の侵害など重大な障害があることが判明した場合には、認定を取り消す場合があります。

別添 1 認定対象者に関する詳細

本制度の認定対象となる中小企業者は、以下（１）から（３）まで全てを満たすものとなります。

- （１） 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること（下表参考。認定を受けようとする法人を設立しようとする方を含みます。）

業 種 等	資本金又は従業員等
製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業、 情報処理サービス業・その他	3億円以下、又は300人以下
卸売業	1億円以下、又は100人以下
サービス業	5,000万円以下、又は100人以下
小売業	5,000万円以下、又は50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下、又は900人以下
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業 協同小組合、商工組合、協同組合連合会等	「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組 織に関する法律」で規定する要件を満たすもの

- （２） 都内に実質的な主たる事務所を有すること

「都内に実質的な主たる事務所を有すること」とは、次のいずれも満たす場合です。

- ① 都内に登記された事業所があること
- ② 会社概要、製品カタログ、ホームページ、名刺等の記載から、一貫して本店（本社）が都内にあると見受けられること

※ ②について疑義がある場合、納税証明書等を確認させていただくことがあります。

- （３） 大企業が実質的に経営に参画していないこと

「大企業が実質的に経営に参画していないこと」とは、次のいずれも満たす場合です。

- ① 大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していないこと
- ② 大企業が複数で発行株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していないこと

※ ここでいう「大企業」とは、（１）の中小企業者に該当しないものをいいます。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

以下略

別添 2 認定要件に関する詳細

申請があった「新たな事業分野の開拓の実施に関する計画」が、以下のいずれにも適合するものであると認められること。

- (1) 新商品が、既存の商品とは別個の範疇に属するものであるか、同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること
- (2) 新商品が技術の高度化、若しくは経営の能率の向上、又は都民生活の利便の増進に寄与するものであると認められること
- (3) 新商品の生産・販売の実施方法、必要な資金の額、資金調達の方法が、新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること
- (4) 新商品が、都の機関において用途が見込まれるものであること

< 関係法令（抜粋） >

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）

第十二条の三の二 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

- 一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
 - 二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
 - 三 次項第四号に掲げる事項が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- 2 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。
- 一 新商品の生産の目標
 - 二 新商品の内容
 - 三 新商品の生産の実施時期
 - 四 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

以下略